

下請契約における社会保険等未加入業者対策について

富士市では社会保険等の未加入業者対策として、平成 29 年度から未加入業者の入札参加を不可とし、平成 30 年度以降は入札参加資格登録の要件としています。建設業の持続的な発展に必要な人材確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築するため、この対策範囲を拡大し、平成 29 年 4 月 1 日以降に発注（公告、指名通知等）する案件から、社会保険等未加入の建設業許可業者との一次下請け契約を禁止することとしましたのでお知らせします。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。

- ・ 下請業者の社会保険等の加入状況は施工体制台帳等で確認し、社会保険等未加入の一次下請業者を確認した場合は、発注者が指定する期限（原則 30 日）までに、社会保険等未加入の一次下請業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類の提出を元請業者に求めることとします。
- ・ 発注者が指定する期限（原則 30 日）までに社会保険等未加入の一次下請業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類の提出がなかった場合、未加入の下請業者については契約課から建設業許可権者へ通報します。（二次以降の下請については、禁止の取り扱いといたしません。未加入業者は同様に建設業許可権者へ通報します。）

別紙手続フロー図参照

※社会保険等とは、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のことをいいます。

※社会保険等に未加入とは、社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出義務を果たしていない場合、つまり、法律上、保険に加入しなければならないにもかかわらず加入していない場合をいいます。

従業員の雇用状況等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となります。

【適用除外の一例】

- ・ 健康保険又は厚生年金保険
一人親方、常時使用される従業員が 5 人未満である個人事業主 など
- ・ 雇用保険
一人親方 など

社会保険等の加入義務に関する詳細は、年金事務所、ハローワークに確認願います。

下請契約における社会保険等未加入対策に係る手続きのフロー図

《留意事項》

- 1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。
- 2 建設業者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。
- 3 社会保険等未加入とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していないことをいい、当該届出の義務がない場合を除く。

【工事担当課】

一次下請業者は施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄で、二次以下の下請業者は再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄で、すべての下請業者の社会保険等の加入状況を確認する。

「未加入」となっている建設業者がある。

すべての建設業者が「加入」又は「適用除外」となっており、「未加入」はない。

対策不要

【受注者】

工事担当課からの指示により、社会保険等未加入状況報告書（様式1）を提出する。
※ 提出期限は、原則として指示した日から7日後とする。

建設業者の一次下請業者が社会保険等未加入である。

建設業者の二次以下の下請業者が社会保険等未加入である。

【受注者】

工事担当課からの指示により、当該一次下請業者について、社会保険等加入報告書（様式2）及び社会保険等の加入が確認できる書類、又は適用除外報告書（様式3）を提出する。
※ 提出期限は、原則として指示した日から30日後とする。ただし、30日後を期限とした場合に、完成期日の14日前を過ぎるときは完成期日の14日前を期限とし、完成期日の14日前よりも前に完成届を提出しようとするときは完成届の提出日を期限とする。

【工事担当課】

指示した書類の提出の有無、書類の記載内容から、当該一次下請業者の社会保険等の加入状況を確認する。
※ 指示した書類が提出されなかった場合は、社会保険等未加入と見なす。

【工事担当課】

工事完成後、（様式1）の写し、（様式2）の写し、（様式3）の写しを添えて契約検査課に報告する。

【契約検査課】

社会保険等未加入の建設業者を建設業の許可行政庁に通報する。